

# 会 議 録

全部記録    要点記録

|               |   |
|---------------|---|
| 会議名           | 令和4年度 第3回 姫路市景観・広告物審議会  |
| 開催日時          | 令和5年2月9日（木）10時～11時半   |
| 開催場所          | 姫路市役所 総合福祉会館5階 第1会議室  |
| 出席者又は欠席者      | <p>（現地出席委員）</p> <p>安枝会長、田原委員、藤本委員、赤澤委員、土居委員、澤田委員、重田委員、八木（規）委員、濱田委員、上田委員、鷺尾委員、有川委員、八木（有）委員、塩本委員</p> <p>（オンライン出席委員）</p> <p>岩田委員、清水委員</p> <p>（事務局）</p> <p>三輪局長、加藤部長、服部課長、尾崎係長、後藤係長、小寺技術主任、川崎技術主任、中川主事</p> <p>（欠席委員）</p> <p>橋寺委員、長谷川委員、鶴田委員</p>   |
| 傍聴の可否及び傍聴人数   | <p>傍聴可</p> <p>傍聴人 なし</p>  |
| 議案又は案件及び結論等   | <p>（議事事項第1号） 姫路市屋外広告物条例及び施行規則の改正について</p> <p>（報告第1号） 景観関連計画の改定方針について</p>   |
| 議案の全部内容又は進行記録 | <p>（事務局）</p> <p>（過半数の委員の出席による審議会成立及び傍聴人の報告）<br/>（資料の確認）</p> <p>以降の進行を安枝会長にお願いしたい。</p> <p>（会長）</p> <p>まず会議録の署名押印について、八木規行委員、上田委員にお願いしたい。</p> <p>（会長）</p> <p>本日は議事事項『姫路市屋外広告物条例及び施行規則の改正』について事務局より説明願う。</p> <p>（事務局）</p> <p>（『姫路市屋外広告物条例及び施行規則の改正』について説明）</p> <p>（会長）</p> <p>ただいまの説明は、昨年11月に開催した前回の審議会において、事前審査をしたものであり、その際に皆様から出して頂いたご意見をもとに、修正案を作成したというものである。</p> |

ご意見・ご質問があれば、挙手願う。

- (委員) 資格を絞り込んだことは良いと思う。  
しかし、三つの資格というところかなり限定され、仕事が集まると考えられるため、市内にこの資格を有する方は大体何人ぐらいいるのか、教えて頂きたい。  
また、点検周期3年ごとで許可更新と合せることは良いと思うが、設置後9年というところが最初のスタートの時間軸であるという理解で良いのかを教えて頂きたい。
- (事務局) まず資格者数について、屋外広告士は1992年から2022年までの累計合格者は兵庫県で449名いる。  
また点検技能講習修了者については、2016年から2021年までの累計で兵庫県に283名いる。  
通常、屋外広告物の業者は屋外広告士等の資格を持っている方が多いため、今回は資格者が絞られているが、対応できると考えている。  
また大阪府では、必要な資格が姫路市の素案に近い状況で、屋外広告士、点検技能講習修了者、ネオン工事資格者となっているが、状況を聞いたところ、特に問題は生じてないと聞いている。  
  
次に点検の開始時期について、委員のご理解の通り、点検の開始時期は8年経過時点にしており、3年ごとの更新になることから、9年目の更新の際に、点検をして頂くことになる。
- (委員) 資格者について、兵庫県下で延べ600人程度となると、その数で県内の仕事が回るのかが気になる。  
大阪府はネオン工事資格者が入っており、ネオン工事資格者が入っていれば大丈夫かと思ったが、普通の人材がきちんと確保できるかどうかというところが気になる。  
  
周期に関しては、9年ぐらいであれば落下等の危険性はないと思っ  
ていいのか、9年間の点検がないという状況についてどう考えるの  
かが気になる。
- (事務局) 9年の根拠については、日本屋外広告業団体連合会の屋外広告物点  
検基準では、広告物の構造部分の耐用年数の目安が10年から20年と  
いうことであるため、それらを踏まえて、8年経過時点の有資格者  
の点検の開始時期とした。  
この点は神戸市と同じ内容になっている。
- (会長) 他に質問はあるか。

- (委員) 建物は3年置きに検査をする際は、案内は施主に送られてくるが、屋外広告物の点検も同じようにされるのか。
- 案内が届いた場合、誰に点検を頼めばいいのかという話が頻繁に出てくる。県では、登録資格者をリストアップした名簿を添付しているが、屋外広告物も同じようにされるのか。
- 点検の期間について、建物検査は、例えば案内を7月の上旬に送って、10月末日までには必ず一度提出する旨の通知があり、提出が遅れるとすぐに督促状が来るようになっているが、屋外広告物は、その辺りの期間をどのぐらいに設定するのか。  
この点について教えて頂きたい。
- (事務局) 許可申請の際に、『許可更新の期限が近付いている旨の通知を誰に送って欲しいか』という希望を聞いており、申請者や設置した事業者等に送っている。
- 事業者のリストについては現在もホームページで、本市に登録している事業者を紹介している。現在は、当該事業者が素案で示している屋外広告士等の資格を保有しているか否かの把握はしていないが、今後は兵庫県屋外広告美術協同組合（以下「兵広美」）と相談して、兵庫県が兵広美のホームページを紹介しているので、同じような形でできないか検討している。
- 許可更新が近づいているお知らせの時期について、現在は許可期限の約2ヶ月前に通知しているが、資格者による点検は、来年の4月施行予定であるため、その際には、少し通知の時期を早めることを検討している。
- (会長) 他にご意見はあるか。特にご意見がないので、本日の意見を踏まえパブリックコメントを実施し、次回の審議会で、パブリックコメントの結果について報告をしたいと思う。
- 続いて報告事項に移りたい。『景観関連計画の改定方針について』事務局より説明願う。
- (事務局) (説明：「景観関連計画の改定方針について」)
- (会長) 報告案件であり、この場で議論は行わないが、意見・質問があれば挙手願う。

(委員) 改定方針の「広告物の景観形成」の項目に、「屋外広告物は景観形成上重要な要素であり、表示・設置に関する行為の制限を定める。」とあるが、検討に屋外広告物業界団体は参加できるか。

(事務局) 屋内広告物については今後規制が必要ではないかと考えており、都市景観形成基本計画の中に位置づけをしたいと考えている。具体的な規制内容の検討の際は関係団体の意見をお伺いしたい。

(委員) 4点伺いたい。  
1点目は、エリアを絞って都市景観形成基本計画に定めるということだが、どのようにエリアを絞って、どのように整備していくのか。  
2点目は、ここ2、3年で古い建物の解体が進んでいるが、計画の時間軸の具体的な方針を明らかにしていただきたい。  
3点目は、「快適な歩行空間の創出」の項目については、地域住民との協議が大事だ。姫路城周辺エリア内には一方通行で交通量が多い道路がある。「観光レクリエーションの創出」の観点からも、休日は歩行者専用とするなど検討していただきたい。  
4点目は、行政だけでなく、地域の活性化に取り組む市民などと連携しながら進めるとよいと思う。

(事務局) 1点目のエリアについて、文化財保護法に基づき策定中の「姫路城跡保存活用計画」は、姫路城周辺の地域の保存活用について計画されるものであるため、これと整合を取るよう考えている。  
2点目の時間軸について、今年度の専門部会では姫路城周辺に限って議論しているが、来年度からは全面改定に向けて業務委託を行い、約2年かけて改定する予定である。本審議会には経過を随時報告したい。  
3点目の交通量の多い道路の歩線化について、景観関連計画の中でどう位置づけるかは今後検討したい。  
4点目の行政と民間の協力は非常に大事なので、都市景観形成基本計画の中で位置づけしていきたい。

(委員) 計画に基づき町並みが整備されるのはよいことだが、その後の維持管理について、一旦整備された道が、水道やガスの工事によって継ぎ接ぎになってしまうと、町並み景観を阻害する大きな要因となる。計画の中で、一旦整備された景観が将来にわたって維持されていくよう、何か担保できるような項目を設けられないか。

(事務局) 景観重要公共施設に指定することで、工事の際に施設管理者と協

議を行うことは可能だと考える。

また本市では年に1回工事業者を集め、工事計画を調整する占用調整会議を設けており、姫路城周辺エリアについては景観部局も参加して調整していきたい。

(委員) 施設を整備するのみでなく、それが将来にわたりきちんと維持管理されることにも目配りしていただきたい。

(委員) 緑地計画を専門としているので、来年度以降の検討にあたっては、姫路らしい緑を大事にするような計画としてほしい。景観行政では建物をセットバックして敷地に植栽を設けがちだが、古い町並みでは建築線を揃えて、壁や塀の向こう側に緑が見える景観がよい。

また景観重要樹木については、指定している自治体はほとんどない。御神木のように、単体ですごい樹木を指定するのではなくて、離れた場所からの見え方や景観上価値のある樹木を指定できるよう留意していただきたい。

(事務局) 緑地計画についても都市景観形成基本計画の中に何らかの位置づけをしたい。

(会長) 緑について専門部会で意見は出ていないか。

(事務局) 専門部会で緑について具体的な意見は出ていない。

(委員) 姫路城周辺エリア内に住んでいるが、本当にすごいスピードで町並みが増えている。早く対応しないと間に合わないかもしれない。ぜひスピードを上げて取り組んでいただきたい。

若い方が古い町家に引っ越して来られることがあるが、冬はとても寒くて、皆さん音を上げる。大胆に改修したり設備投入したりすればいいのかもしれないが、それをするとうちの町家の価値が落ちるかもしれない。町家の住まい方や建築的な工夫を学べる勉強会などがあるとよい。

緑については緑地計画など都市計画的な発想ではなく、個々の緑を大事にするまちづくりを考えていただきたい。

(事務局) 都市景観形成基本計画は景観形成のマスタープランである。必要な手続きを踏んでいく必要があり、それ相当の時間がかかるが、スピード感を持ちつつしっかりと議論しながら進めていきたい。

(委員) 地元の方々のお話を伺っていると、直近の課題がある。いま課題だと思っている方がいるこのタイミングで、この計画を見直すこと

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>はとても重要だと思う。</p> <p>景観に関心のない人はとても多い。いざ自分の事となったとき、何か不幸な出来事が起こって初めて、景観に関心を持ってもらえる。地域で課題を持っている方と行政とが協力して進めていく、盛り上がりを作っていくのがよい。広報にも力をいれていただきたい。課題から目を逸らさず、見過ごさず、見つめていくことで次の発展があると思う。</p> |
| (事務局) | <p>今回の見直しは本当に課題が多いが、しっかりと議論していきたい。確かに市民の関心が少ないが、取り組みを分かっていたことは非常に重要だと思うので、積極的に情報発信していきたい。また市民と一緒に都市景観形成基本計画の見直しを進めていきたい。</p>   |
| (委員)  | <p>野里地区、城西地区、姫路城周辺ではないが網干地区などで活動されている方がいるので、情報共有する場を作っていただきたい。</p>   |
| (事務局) | <p>検討したい。</p>  |
| (会長)  | <p>他に意見はあるか。</p> <p>なければ本日の審議はこれをもって終了する。事務局に進行をお返ししたい。</p>  |
| (事務局) | <p>(閉会挨拶)</p>  |